

給食食材単品の放射性物質検査について

(付議の要旨)

保育施設および学校給食の食材の安全性を確認するため、食材単品の放射性物質検査を実施する。検査の結果、放射性セシウムが検出された場合は、国の定める基準値に基づき、食材の使用の可否を判断する。

1 主旨

区では、放射性物質による健康への影響を心配する区民等の声を受け、平成24年度より丸ごと給食の放射性物質検査を行っている。この度、給食食材の安全性を確認して保護者の不安をさらに解消するため、食材ごとの単品検査を実施する。

2 開始時期 平成26年11月上旬

3 実施内容

(1) 検体数

保 育 園 春・夏・秋・冬を各1クールとして実施する。

*1クールにつき計10検体とする。

*平成26年度は、秋と冬の2クール実施する。

教育委員会 学期を単位として各1クール実施する。

*1学期につき計10検体とする。

*平成26年度は、2学期及び3学期に実施する。

(2) 品目

品目数 ア 保育施設では、1施設につき2品目を検査する。

イ 区立小中学校では、1納入事業者（複数校に納入）につき2品目を検査する。

選 定 給食で使用する食材のうち、摂取量の多い食材（ジャガイモ、キャベツ、ニンジン等）を基本とし、旬の食材、全国の検査で基準値あるいはその1/2を超える放射性セシウムが検出された食材も含め、1クールごとに選定する。

< 参考 > 区内流通食品の放射性物質検査

保健所生活保健課が、区内に流通する食品を対象として、毎月1回、米と農畜水産物等の3検体について放射性物質検査を実施している。給食所管部が選定する検査対象品目とあわせ、幅広く品目を選定していく。

(3) 検査

国の定める検査方法、基準値に基づき、放射性物質検査を行う。ただし、区の任意検査であり、放射性セシウムが検出された場合における食材産地の特定等については、給食食材納入業者が通常の業務の中で行うことができる範囲とする。

1次検査の結果、50Bq/kg(基準値 100Bq/kg の 1/2)を超える値が検出された食品については、検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器により検査を実施する。2次検査の結果が 50Bq/kg を超えた食材については、生活保健課が区内流通食品検査により検査を実施する。

(4) 使用判断

食品衛生法の基準に基づき判断する。検査の結果、基準値(100Bq/kg)を超えた当該食材は、産地が同一の都道府県のものについて、使用を中止する。

(5) 結果公表

HPで公表する項目 食材、産地の都道府県、検査結果

そ の 他 検査対象となった保育園、学校には、結果を周知する。

4 関係機関等への検査開始の周知

(1)給食食材納入事業者 …… 文書を配布し協力依頼及び周知を行う。

(2)保護者 …… 保育園、区立小中学校では、ホームページ等により周知を行う。

5 所要経費(概算)

単品検査にかかる追加経費(食材及び検体搬送費) 150 千円

追加経費は、平成 26 年度当初予算内で対応する。

食材の検査については、現行の体制内で対応可能なため、追加経費は生じない。

6 その他

東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺の事態に急変があり、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、速やかに給食食材に対する既存の検査体制を強化するなど、必要な措置を講じる。

7 今後のスケジュール

8月20日	放射線等対策本部(部長会)
9月上旬	常任委員会報告
9月～10月	納入事業者等への周知
11月上旬以降	食材検査実施